

福寿草の会 だより

福寿草の会
愛川町介護者の会
第129号
平成27年9月1日
連絡先 愛川町社会福祉協議会
TEL 046(285)2111



7月半ばの猛暑日、家の前でドサッと音がして、男性が転倒していました。左半身マヒで杖を使われていました。顔や手足にすり傷を負い、自力では起き上がれない様子。立ち上がりを助け、いすに座って水を飲んでいただき、簡単な傷の手当てをしました。「大丈夫」と自力で帰って行かれましたが、熱中症ではなかったかと危惧しました。熱中症の危険が取沙汰されたこの夏でしたが、ここ数日は、連日の秋雨模様です。気候の急変に体調を崩されませんよう、つとには、元気なお顔を見せて下さい。

レポートの 出前講座 『あなたといっしょに介護保険』

7月21日、14名の会員が参加。高齢介護課の新井技幹、広瀬副主幹をお招きし、改定された介護保険について、お話していただきました。

①一定以上の所得がある人は、利用者負担が2割に（平成27年8月から）
本人の合計所得が160万円以上の方が対象ですが、条件もあり、一概に言えません。要支援、要介護の認定を受けている方全員に利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が送付されましたので、確認して下さい。

左記について、詳しく説明いただいたのですが、書ききれません。ごめんなさい。難しいです。そして、個々によって違います。簡単に言ってしまうと、制度の存続のために、負担が上がりますよ、と。

②介護保険施設や短期入所サービス（ショートステイ）を利用する際の、所得が低い人の食費・居住費の負担軽減の適用要件が変わります。（平成27年8月から）

全員（40歳から、介護保険料を納め、特に65歳以上の方）の保険料、また、認定されている方の利用料、収入の多い方は特に負担が大幅に上がります。

③特別養護老人ホーム、ショートステイの多床室の居住費が変わります。（平成27年8月から）
「負担限度額認定証」を持っている方は変わらず。必ず申請を。

収入の少ない方には、申請書類を役場に提出することによって、軽減されるものもあります。くその見きわめも大変！！> そのようなことから、

④高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります。（平成27年8月から）

これまでと変わったこと、気になること、どんなことでも、認定を受けている方はケアマネさん、利用している施設、そして町役場高齢介護課、地域包括支援センター、町社協などへ、遠慮なく問い合わせしてみてください。

⑤高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります。（平成27年8月から）

愛川町高齢介護課介護保険班
046-285-2111
内線 3332

⑥介護保険料が改正されました。（平成27年4月から）

⑦特養の入所基準が変わりました。（平成27年4月から）

⑧要支援1・2の人が利用できるサービスが、一部変更になります。

認定を受けている方からの様々な声が聞こえてきています。国主導の制度改定とはいえ、今回の改定は、切実な、生活に直結するものが多いと感じます。情報をお寄せ下さい。皆で考えましょう。

<以上>

9月のつどいは
15日(火)です
13時半～15時 ころまで
場所 福祉センター3階会議室
内容 話し合い 情報交換
久しぶりに、ゆっくり話し合ひましょう。
◎古切手も集めています。

介護セミナーの
お知らせ
福祉用具体験講座

～見て・触れて・
体験してみよう～

▶日時 10月6日(火)
13時半～15時半

▶場所 福祉センター3階

▶持ち物 筆記用具、動きやすい服装で

▶申し込み 9月25日までに
高齢介護課長寿いきがい班

◎最新の福祉用具を体験できる良い機会です。福寿草会員は一括して申し込みます。

傾聴ボランティア “なごみ” 主催
入門講座
<日時> 10月5日(月) 13時～16時
<場所> 福祉センター3階会議室
<講師> NPO法人 Kei Cho ネット理事長
武藤 圭子氏
<参加費> 無料